

Study of Japanese Ideographs and Kana in Manyoshu-Fitomaro's Uta (4)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/5255

人麻呂作歌の表記をめぐって其四

古 屋 彰

十五

もともと一人の書き手の筆録に出発するとみられる人麻呂関係歌にあつて、人麻呂歌集歌は、いわゆる略体歌も非略体歌も含めて、後の改変の手を被ることが極めて少なかったと考えられる。それは、一つには、無名歌巻の編纂のあり方とも関連するのであろう。これに対して、人麻呂作歌の方は、有名歌巻の複雑な成立過程ともからんで、なほどかの編纂・整理者の手の加入を疑って見なければならぬ場合もありそうである。卷一所収の幸于吉野宮之時作歌の表記における反人麻呂的要素は、卷十九的とも言える新しい様相に通ずるものであり、それが又卷一全体の傾向に添うものであるところから、何ほどの編纂者の手の介入があつたことは疑えない。

過近江荒都時柿本朝臣人麻呂作歌

玉手次	畝火之山乃	檀原乃	日知之御世從 <small>或云自宮</small>	阿礼座師	神之盡	樛木乃	弥繼嗣尔	天下	所知食之乎 <small>或云食来</small>
天尔満	倭乎置而	青丹吉	平山乎超 <small>或云虚見倭乎置青丹吉平山越而</small>	何方	御念食可 <small>或云所念計米可</small>	天離	夷者雖有	石走	淡海國乃
樂浪乃	大津宮尔	天下	所知食兼	天皇之	神之御言能	大宮者	此間等雖聞	大殿者	此間等雖云
茂生有	霞立	春日之霧流 <small>或云霞立春日香霧流夏草香繁成奴留</small>	百磯城之	大宮處	見者悲毛 <small>或云見者左夫思母</small>	(1219)			

反歌

樂浪之 思賀乃辛碕 雖幸有 大宮人之 船麻知兼津 (三〇)

左散難弥乃 志我能^{良乃}大和太 與杼六友 昔人二 亦母相目八毛^{一云將會跡母戸八} (三一)

右は、卷一雜歌部に収められた人麻呂作歌である。伊藤博氏が

ところが、論を集めることで、万葉の作品中、最大の量を誇るにもかかわらず、柿本人麻呂の近江荒都歌ほど、その全容を見せようとしない作品は珍しい。

とされた歌であるが、文字表記の面から見てもなかなか問題の多い歌である。

過近江荒都時作歌の第一反歌中に

船麻知兼津 (三〇)

と、動詞「待ち」が仮名書きされている。人麻呂関係歌では、右の一例を除いて、他は

仰而待尔 (2一六七、作歌)

待加戀良武 (2二二〇、作歌)

待乍将有 (2二二三、作歌)

家待真國 (3四二六、作歌)

完待我背 (7一二九二、非略体歌)

君待勝尔 (9一六八四、非略体歌)

黄葉片待 (9一七〇三、非略体歌)

片待吾等叙 (9一七〇五、非略体歌)

孀待木者 (9一七九五、非略体歌)

秋立待等 (10二〇〇〇、非略体歌)

君待難 (10二〇〇四、非略体歌)

金待吾者 (10二〇〇五、非略体歌)

仰而將待 (10二〇一〇、非略体歌)

相日待尔 (10二〇一二、非略体歌)

吾等待之 (10二〇一四、非略体歌)

金待難 (10二〇九五、略体歌)

君待吾 (10二二四〇、略体歌)

取置待 (10二三五六、非略体歌)

待苦 (11二三八九、略体歌)

待哉 (11二四〇八、略体歌)

吾待公 (11二四二一、略体歌)

事待吾序 (11二四四〇、非略体歌)

公待 (11二四六六、略体歌)

和乎待難尔 (11二四八三、非略体歌)

君乎待出牟 (11二四八四、非略体歌)

主待固 (11二五〇三、略体歌)

汝心待 (13三三〇九、非略体歌)

のように、すべて正訓字「待」を用いて書いている。予想されるとおり、万葉集中に「まつ」の語は多く現れるが、

正訓字主体表記歌巻で仮名書きされることはきわめて珍しく、他に

麻泥騰伎奈可奴 (19四一九六、大伴家持)

麻氏騰来不鳴 (19四二〇八、大伴家持)

伊波比豆麻多牟 (19四二八〇、大伴黒麻呂)

の三例があるにすぎない。いずれも巻十九中の例であるところから、これらは新しい表記の様相を示すものと言ってよからう。

つぎに、過近江荒都時作歌の第二反歌の

左散難弥乃 (三一)

の文字に注目してみたい。長歌中に「樂浪乃 大津」と出、第一反歌中にふたたび「樂浪之 思賀乃」と出るのを受けての第二反歌での「左散難弥乃 志我能」であるから、文字の変化を求めての仮名書きであったかとも思われる。

「散」の仮名は、この場合「左散」と変字法による用字であろうが、万葉集にあってそれほど用例は多くない。他に

散和久御民毛 (1五〇、(役民))

仁寶播散麻思呼 (1六九、清江娘子)

一云……散久伴奈能 (5八〇四、山上憶良)

左加里尔散家留 (5八五一、(後追和梅歌))

幾許毛散和口 (6九二四、山部赤人)

散度人之 (13三三〇二、——)

可敞流散尔 (15三六一四、——)

安佐散礼婆 (15三六二七、——)

也伎保呂煩散^牟 (15三七二四、狭野弟上娘子)

安美佐散^牟麻之乎 (17三九一八、大伴家持)

比多知散^思 (20四三六六、物部道足 (常陸国防人))

可久志伎許散^婆 (20四四九九、中臣清麻呂)

の十二例があるにすぎず、その中に人麻呂関係歌は含まれていない。第四・八・十の三例が、本歌と同じく変字法による用字と見られるものである。〈難〉の仮名は、〈散〉と同じく舌内鼻音の韻尾を切り捨てて一音節仮名としたものであるが、その用例は〈散〉よりも一層限定されて、他に

朝名寸二 …… 夕難^{岐尔} (13三三〇二、——)

毛等奈那難^{吉曾} (15三七八一、中臣宅守)

難^{麻理豆居} (16三八八六、(乞食者))

須邊能思良難^久 (17三九三七、平群女郎)

の四例があるにすぎず、これまた人麻呂関係歌は含まれていない。第二例は、ナの音節が三つ重なる特殊な場面での変字法による用字である。

十六

紀伊國之 室之江邊尔 千年尔 障事無 万世尔 如是将在登 大舟之 思恃而 出立之 清激尔 朝名寸二
 来依深海松 夕難^{岐尔} 来依繩法 深海松之 深目思子等遠 繩法之 引者絶登夜 散^{度人之} 行之屯尔 鳴兒
 成 行取左具利 梓弓 弓腹振起 志乃岐羽矣 二手挟 離兼 人斯悔 戀思者 (13三三〇二)

右一首

右は、卷十三相聞部に収められた無名歌である。人麻呂関係歌ではないが、過近江荒都時作歌の第二反歌と同様に、特殊字母〈散〉と〈難〉を同時に含み持つ歌である。過近江荒都時作歌の長歌中にあつた〈兼_{カミ}〉が、

離兼 (三三〇二)

と現れるのも注意される。二音節仮名〈兼〉は、万葉集中二十七例もあつてそれほど珍しいものではないが、人麻呂関係歌に

有兼。人毛 (4四九七、作歌)

挿頭折兼 (7一一一八、非略体歌)

遊兼 (9一七二五、非略体歌)

人之殖兼 (10一八一四、非略体歌)

織豆兼。鴨 (10二〇二七、非略体歌)

過兼。鴨 (11二四五五、非略体歌)

の六例が見られるところから、三三〇二歌の〈兼〉を人麻呂的用字と言えなくもない。

さらに、人麻呂的用字との関連で言えば、

思。侍。而 (三三〇二)

鳴。兒。成 (三三〇二)

人。斯。悔 (三三〇二)

も注意される。

第一例は、動詞「たのむ」に〈侍〉を宛てたものである。すでに本稿第四節で指摘したとおり、万葉集にあつては

「たのむ」に〈憑〉を宛てるのが優勢であって、〈侍〉を宛てた例は、他に

侍有之（2二二三、人麻呂作歌（或本））

不令侍者（4六二〇、坂上郎女）

侍有之（6一〇四七、福麻呂歌集）

侍（11二三九八、略体歌）

嬬侍（11二四九七、略体歌）

の五例だけである。これまた、人麻呂的用字と言えなくはない。

第二例は、人の「泣く」に〈鳴〉を宛てたもので、他に

哭左倍鳴四（4四九八、人麻呂作歌）

の一例があるにすぎない。⁽²⁾これなど人麻呂的用字とはとても言えないが、さりとて無関係とも言い切れないので挙げておく。

第三例は、シの音仮名として〈斯〉を用いたものである。〈斯〉の仮名は、憶良歌を中心に巻五に八十九例、さらに巻十四に七例と、用例数の多い割には偏在しており、この両仮名主体表記歌巻を別にすれば、他に

日雙斯（1四九、人麻呂作歌）

御獺立師斯（1四九、人麻呂作歌）

夜者深去良斯（9一七〇一、非略体歌）

掃等尔有斯（9一七四四、虫麻呂歌集）

斯具礼零（9一七六〇、虫麻呂歌集）

御筆波夜斯（16三八八五、〔乞食者〕）

斯努波久不知尔（19四一九五、大伴家持）

の七例だけである。これまた人麻呂的用字と言える程のものではないかもしれないが、或はと思わせるので挙げておく。

以上、卷十三所収の三三〇二歌の中から人麻呂と関連のありそうな用字をとり挙げてみたのであるが、必ずしもこの無名歌を人麻呂が書き留めておいたなどと考えようとしているわけではない。稲岡耕二氏が

臆測のついでにもう一つ。既述のようにして書かれた人麻呂歌集は、人麻呂の死後どのようになったかという事に就いて、私はそれが歌の参考書でもあつたらうし、同時に表記法の参考書ともなつたであらうと想像している。臆測とか想像とは言つても、人麻呂歌集の表記の意義を既述のように受け取る限り、これは当然予想される筈の事であるし、またそう考えることで説明し得る事柄も少なくないと思う。

と述べておられるように、⁽³⁾後の表記のあり方に与えた人麻呂歌集の影響は大きなものがあつたであらう。今少し狭めて用字に限定すれば、金村や赤人や虫麻呂や福麻呂や坂上郎女やさらには家持の歌に至るまで、人麻呂の影響の跡を見てとることができるのである。従つて、人麻呂的用字を含むことがただちに人麻呂筆録に結びつかないことは、当然のことである。卷十三の無名歌の中に、右に挙げた歌人たちによって書き留められた歌も多くまじるであらう。

卷十三の相聞部に「柿本朝臣人麻呂歌集歌曰」として挙げられた歌（三二五三・三二五四）がある。この人麻呂歌集歌が先行の歌（三二五〇～三二五二）の類歌としてとられたであろうことは、右の歌どもを一括する「右五首」なる左注によって察せられる。もう一つ、問答部にも「柿本朝臣人麻呂之集歌」として挙げられた歌（三三〇九）がある。この人麻呂集歌も先行の問答歌（三三〇五～三三〇八）の類歌としてとられたことは、同様に右の歌どもを一括する「右五首」なる左注によって察せられる。題詞形式で「或本歌曰」「或本歌」として挙げられた歌も、人麻呂集歌と同じく類歌としてとられたことは、一括する左注によって察せられる。挽歌部にあるその一つは、

或本歌

備後國神鳴濱調使首見屍作歌一首 并短歌 (三三三九〜三三四三)

と、卷十三にあつては珍しく題詞を掲げているが、これが田辺福麻呂によって書き留められた歌であろうと思われることは、既に別稿で書いた。⁽⁴⁾ 或本歌はもとより、独立歌として並ぶ歌々にも、それぞれを書き伝えた人達はあつた筈である。

橋本達雄氏は、原卷十三(或本歌の類ととりあえずは反歌のすべてを除いた部分)の用字と金村・赤人関係歌の用字とを比較検討された中で、件の三三〇二歌に関して

三三〇二 清き^{なぎさ}激に

六・九一七 清き波激に(赤人)

三・三七八 池の激に(赤人)

ナギサを「激」または「波激」と表記するのは集中この三例のみである。ナギサの語はほかに五例見られるが、すべて一字一音で表記されている。ここにあげた三例に関連があると考えるのは自然であろう。しかも「清きナギサ」という表現はここにあげた二例のほかでは、のちの天平八年の遣新羅使人の歌に「玉敷ける清きなぎさを」(15・三七〇六)があるだけである。その点で表現の上でも卷十三と赤人のそれとが強く結びつくといえる。

と指摘されている。⁽⁵⁾ 「なぎさ」の語の使用例は意外に少く、正訓字主体表記歌卷では、他に

奈伎左思所念(7一七二、——)

と仮名書き例が一つあるだけで、比較するにはやや材料不足である。神代紀下巻には

裹其兒置之波激、即入海去矣。……一云、置兒於波激者非也。(岩波大系本185頁)

と「波激」の字が用いられ、これにちなむ神名も「彦波激武鷗草葺不合尊」と記されている。一方、古事記上巻で

は

於其海邊波限、以鵜羽為葦草、造産殿。(桜楓社本85頁)

と「波限」の字が用いられ、これにちなむ神名も「天津日高日子波限建鵜葦草葦不合命」と記され「訓波限云那藝佐」なる訓注が付されている。この訓注によって、「波限」だけでなく、紀の「波激」も同様に「なぎさ」に宛てた文字と認めてよいであろう。「激」は後に色葉字類抄に拾われることになるようだが、類聚名義抄に挙げる「涯」「渚」「濱」「岸」「堵」や更には「汀」といった字を宛てる例は、この時代にはまだ見出せない。万葉集内に限って考えれば、卷十三の三三〇二歌の「激」は赤人歌的用字と言ってよいかもしれない。

さて、三三〇二歌にみられる人麻呂的用字をとり挙げた際に、殊更に避けていた文字がある。

志乃岐羽矣。二手挟(三三〇二)

の「矣」がそれである。「矣」については既に別稿で書いたが、この文字は、万葉集にあって人麻呂関係歌、福麻呂関係歌、赤人・金村歌、竹取翁歌、および卷十三の三三二四歌と三三三〇歌に偏在するのであり、人麻呂に淵源をもつ用字である。三三〇二歌の「矣」は格助詞「を」に宛てていてすでに借訓的色彩の強いものであるから、人麻呂ではなく

粟鳴矣。背尔見乍(三三五八、山部赤人)

何矣示(三三六〇、山部赤人)

衣借益矣。(三三六一、山部赤人)

の例をもつ赤人歌と結びつけて考える余地は充分にあらうかと思われる。

そういう目で三三〇二歌をもう一度見直すと、先に人麻呂的用字と言えなくもなかった

離兼(三三〇二)

の二音節仮名〈兼〉が、ただ一例のみであるが

玉藻苧兼（三四三三、山部赤人）

と赤人歌にも用いられていて、無関係とも言えないのである。さらに、人麻呂の過近江荒都時作歌との関連で三三〇二歌を引き合いに出すそもそもそのきっかけとなった特殊字母〈散〉〈難〉の中、〈散〉の仮名の方は

幾許毛散和口（六九二四、山部赤人）

と赤人歌にも例があつて、これまた無関係とは言い切れない。動詞「さわく」の仮名書きでサに特殊字母〈散〉を宛てた例が、他に

散和久御民毛（一五〇、（役民））

ともう一例あるところから、この用字は多分に連想的技巧的に字母を選択したものであるかもしれない。そうだとすれば、一方で動詞「さわく」に宛てた

白浪散動（二二二〇、人麻呂作歌）

散動而有所見（六九二七、山部赤人）

海人船散動（六九三八、山部赤人）

の〈散動〉の文字も同根に出るものと言え、ここにおいてもまた赤人歌がかかわってくるのである。

十七

人麻呂関係歌の中で、略体歌・非略体歌・作歌にわたって広く用いられる文字は、人麻呂自身の用字と見て間違いないであろう。そうでなくても、非略体歌・作歌の双方にわたって或る程度の用例数をもつ文字なら、人麻呂の用字

と認めて大過ないであろうと思われる。しかし、とりわけ人麻呂作歌などにポツリと現れる文字などは、はたして人麻呂自身の用字なのかどうかをいちおう疑ってみる必要がある。

いま一度、当初の過近江荒都時作歌にたち返って言うならば、

御。念。食。可。(二九)

の〈御〉の用字は、

思。御。吾。(10一八九〇、略体歌)

御。座。給。根。(11二三五一、非略体歌)

御。念。食。可。(2一六七、人麻呂作歌)

御。言。不。御。問。(2一六七、人麻呂作歌)

のように略体歌・非略体歌・作歌にわたって見えるのであるから、たとえ似た用字が

御。駕。之。(2二三〇、金村歌集)

御。覽。母。知。師。(6九三八、山部赤人)

早。御。来。(6九七一、高橋虫麻呂)

と現れるからと言って、金村や赤人や虫麻呂の用字かと疑ってみることはならないであろう。しかし、例えば

此。間。等。雖。聞。(二九)

此。間。等。雖。云。(二九)

の〈此間〉の用字は、中国における俗語的用法のものとわれ、万葉集にあっては代名詞「ここ」に宛てる最も普通の文字であるが、人麻呂関係歌では他に見当らない。人麻呂関係歌には

誰。此。(12三二二九、略体歌)

此何有跡（7一二九〇、非略体歌）

形見何此焉（2一九六、人麻呂作歌）

と「ここ」に「此」を宛てた例が見られ、「この」に「是」を宛てるのと連関してむしろこちらの方が人麻呂的用字と
いうべきものである。本稿第八節では、「此」から「此間」へと人麻呂の用字が推移したかと考えたが、過近江荒都時
作歌に限って二例見られる「此間」を直に人麻呂の用字と認定してよいものかどうか。

過勝鹿真間娘子墓時山部宿祢赤人作歌一首 并短歌 東俗語云可豆思賀能麻未能豆胡

古昔 有家武人之 倭文幡乃 帶解替而 廬屋立 妻問為家武 勝壯鹿乃 真間之手兒名之 奧榔乎 此間登波
聞杼 真木葉哉 茂有良武 松之根也 遠久寸 言耳毛 名耳母吾者 不可忘（三四三一）

反 歌

吾毛見都 人尔毛将告 勝壯鹿之 間々能手兒名之 奥津城處（四三二）

勝壯鹿乃 真々乃入江尔 打靡 玉藻苺兼 手兒名志所念（四三三）

右は、卷三挽歌部に収められた山部赤人作歌である。この作が人麻呂の過近江荒都時作歌の影響下になったであろう
ことは、諸注釈書のしばしば指摘するところであり、伊藤博氏の「近江荒都歌の文学史的意義（下）」⁹でもとり挙げら
れたところである。とりわけ、赤人歌の

奧榔乎 此間登波聞杼 真木葉哉 茂有良武 松之根也 遠久寸

の部分が、人麻呂歌の

大宮者 此間等雖聞 大殿者 此間等雖云 春草之 茂生有 霞立 春日之霧流

の部分を模したことは動かない事実であろうと思われる。赤人歌の「此間」が当時最も普通の用字であって異とする

に足らないが、もし両者間に直接のかかわりがあったとしたら、用字面においても人麻呂から赤人への影響を考えるのが一般であろう。

ただ、金村や赤人が歌の表現の上でも用字の面でも人麻呂の影響を受けたのが事実であったとして、金村や赤人が日常どのような人麻呂の歌集や作品に接することができたのか。金村も赤人も、人麻呂が書き留めて置いたものをいつでも直接目にすることができたのか、それとも、それぞれに写し伝えて手元に置いたものに拠って作歌の参考としたのであつたらうか。もし、金村も赤人もそれぞれに人麻呂の作品を書写して所持していたのだとすれば、それを書写した際に金村や赤人自身の用字がそこに混入することが全く無かつたのであろうか。そして又、金村や赤人といった人たちの写し伝えた人麻呂作品などが、万葉集編纂過程の或る段階で利用されるという場面が皆無に近かつたのだろうか。

端的に言つて、人麻呂作歌の用字に最終段階での編纂整理者の手の介入を考慮するだけでなしに、人麻呂作品を書承した人たちの手の介入をもまた疑つてみる必要があるはしないだろうか。

過近江荒都時作歌から、最後にもう一つだけ問題のありそうな用字をとりあげる。それは、

神之御言能(二九)

と神や人を尊んでいう際の「みこと」に〈御言〉を宛てた事例である。このような「みこと」には〈命〉の字を宛てるのが一般であり、人麻呂関係歌にあつても

母之命乃(9一七七四、非略体歌)

妹命者(10二〇〇九、非略体歌)

皇子命乃(1四九、人麻呂作歌)

日女之命(2一六七、人麻呂作歌)

一云 日女之命。(2一六七、人麻呂作歌)

神之命等。(2一六七、人麻呂作歌)

皇子之命乃。(2一六七、人麻呂作歌)

孀乃命乃。(2一九四、人麻呂作歌)

と〈命〉を宛てている。さらに、人麻呂関係歌では、言葉を尊んでいう「みこと」には

御言。不御問。(2一六七、人麻呂作歌)

と〈御言〉を宛てて両者を書き分けているように見える。

過近江荒都時作歌で神や人を尊んでいう際の「みこと」に〈御言〉の文字を宛ててあるのは、人麻呂関係歌における唯一の例外である。しかも、ひとり人麻呂にあって珍しいというのではなく、他にこれを求めても

神乃御言乃。(3三二二、山部赤人)

母之御事歟。(16三八一、——)

の二例が拾えるだけなのである(赤人歌には〈命〉を宛てた例は無い)。このような場合においても又、人麻呂から赤人への影響を考えるのが常道というものであろうか。

過近江荒都時作歌には「或云」注記と「一云」注記の双方が見られ、「一云」注記をもつ第二反歌を元来は独立の短歌であったとする見方も提出されている。¹⁰⁾その当否はともかく、この作品の場合、少なくとも編纂に利用された資料は単純ではなさそうである。明らかに言えることは何もない。しかし、人麻呂作歌になにがしかの書承者の文字の混入を予想してみることも、時には必要なものではなからうか。

- (1) 伊藤博「近江荒都歌の文学史的意義(上)」(『万葉』54、昭40・1。『万葉集の歌人と作品 上』第五章第一節に収録)
- (2) 「人の泣く」意が掛けてあるが表現の流れとしては「鳥が鳴く」である、次のような事例は除いた。
 鳴鳥之 夜鳴。變布(2一九二、舎人等)
 鳴鳥之 啼耳鳴。六(三四八三、高橋朝臣)
 鳴奈流鷄之 喚立而 甚者不鳴。(11二八〇三、——)
- (3) 稻岡耕二「人麻呂歌集歌の筆録とその意義」(『国語と国文学』昭44・10。『万葉表記論』第一篇(下)第四章三に収録)
- (4) 古屋彰「田辺福麻呂之歌集と五つの歌群」その用字を中心として」(『万葉』45、昭37・10)
- (5) 橋本達雄「万葉集卷十三の表記と用字」拾遺・金村歌群との関連」(『専修国文』51、平4・8)
- (6) 古屋彰「人麻呂歌集略体表記の位相」〈矣〉の借訓用法を手がかりとして」(『国語と国文学』昭44・11)
- (7) 第三例の〈矣〉は、歌の末尾に位置し間投助詞「を」に宛てられたもので、人麻呂の用字に近いと言える。
- (8) 略体歌の例は、〈思御〉とあって〈御〉の位置が他と異なる。このことに関して誤写説もあるが、稲岡耕二氏は『人麻呂の表現世界』—古体歌から新体歌へ—(平3・7、岩波書店)の第一章三の(七)で、
 オモホセを「思御とするのも、「御念」「御問」と書かれるようになる以前の試行段階の表現として理解されるのではあるまいか。
 とする見解を示しておられる。
- (9) 伊藤博「近江荒都歌の文学史的意義(下)」(『万葉』55、昭40・4。『万葉集の歌人と作品 上』第五章第一節に収録)
- (10) 神野志隆光「近江荒都歌成立の一問題」—三—番歌は独立の短歌であったか—(『日本文学』昭51・12。『柿本人麻呂研究』III九に収録)